

代執行費用納付命令取消請求事件の応訴について

旧RD最終処分場問題については、関係者に対し、代執行費用の請求を行っているが、昨年1月に元埋立担当役員2名に対し、新たに代執行費用納付命令を発出したところ、内1名から異議申立てを経て、今般、次のとおり代執行費用納付命令の取消しを求める訴訟が提起され、県として応訴することとした。

1 事件の表示

(1) 事件番号

大津地方裁判所 平成28年(行ウ)第3号 代執行費用納付命令取消請求事件

(2) 原告

旧株式会社アール・ディエンジニアリング(以下「旧RD社」という。)元埋立担当役員

(3) 被告

滋賀県(処分行政庁 滋賀県知事)

2 請求の趣旨

(1) 滋賀県知事が原告に対して行った、平成27年1月23日付け滋賀県達最特対第18号をもってなした、廃棄物処理法第19条の8第2項の規定および同条第5項において準用する行政代執行法第5条の規定による代執行費用納付命令(以下「本件処分」という。)を取り消す

(2) 訴訟費用は被告の負担とする

との判決を求める。

3 請求の原因

本件処分は、平成20年7月24日付けで滋賀県知事が原告に行った、埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講ずる旨の命令(以下「本件措置命令」という。)を前提とするが、本件措置命令は次に掲げる理由により無効であるため、それに続く本件処分も違法であり、取り消されるべきである。

(1) 原告は、自ら基準等に適合しない産業廃棄物の保管・収集・運搬または処分を行ったことはない(従業員等にそのような指示・命令等をしたこともない)。

(2) むしろ、旧RD社内において唯一、県からなされていた口頭による是正措置(行政指導)に適合するように行動していた。

- (3) したがって原告は廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の「当該保管、収集、運搬又は処分を行った者」に該当しないことは明白であり、本件措置命令は重大な違法がある。

4 これまでの経緯

- 平成20年7月2日 原告に対し、本件措置命令に係る行政手続法の規定による弁明の機会を付与（弁明書は不提出）
- 7月24日 原告に対し本件措置命令を发出（着手期限：平成20年12月24日）
- 平成22年1月28日 県が行政代執行に着手
- 平成27年1月23日 本件処分の実施
- 3月23日 原告が本件処分に対する異議申立てを提起
- 8月20日 県が原告の異議申立てを棄却
- 平成28年3月18日 訴状が県に送達される（提起は2月18日付け）
- 4月12日 第1回口頭弁論。県は原告の請求の棄却を求めた。
- 6月14日 第2回口頭弁論（予定）

5 県の応訴方針

- (1) 請求の趣旨に対する県の答弁
- ア 原告の請求を棄却する
- イ 訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求める。
- (2) 県の主張

本訴訟は、形式的には代執行費用納付命令の取消しを求めるものであるが、本件措置命令の有効性が争点になると考えられる。

この点、県は、原告が旧RD社による不適正処分が行われたと推定されている期間に旧RD社の埋立担当役員（現場責任者）の地位にあり、不適正処分を指示していたものと認められることから、廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の「当該処分を行った者」に該当するものとして本件措置命令を发出したものである。

今後、県として本件措置命令が適法なものであることを主張していく。

<参考：代執行費用納付命令の发出状況>

対象者	发出日	H22. 10. 22	H25. 9. 9	H27. 1. 23	H27. 10. 23
旧RD社					
元代表取締役		94, 117, 579 円	709, 029, 725 円	331, 547, 689 円	
元埋立担当役員（2名）				1, 033, 923, 122 円	1, 222, 957, 196 円

- ※1 旧RD社は平成26年3月12日付けで破産手続終了に伴い法人格が消滅
- 2 求償した行政代執行費用の累計額は2,357,652,189円である。